

# 平成24年度 京都大学吉田地区ESCO事業 予想されるリスクと責任分担

平成24年6月

京都大学 施設部

## 【予想されるリスクと責任分担】

①

凡例：○：リスク負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法
		本学	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	募集要項に重大な誤りがあった場合は、本学が責任を持って対応する。
	保証効果の未達	ESCO提案の低減が達成できない場合	○	光熱水費削減保証量とその検証方法を計画書に示し、これが得られない場合は、事業者が補填する。 補填を行う範囲、条件、支払額の計算方法、支払い方法については、契約書、計画書に明記する。
	第三者賠償	調査・建設・維持管理による騒音・振動等による場合	○ ○	本学の責による場合と事業者の責による場合に分類し、各々責を負う主体の責任において、交渉や賠償の責務を負う。
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保	○	事業者の責任において、安全性を確保する。
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全	○	事業の実施によって騒音・振動・大気汚染・水質汚濁・光・臭気など環境を損なう事象が予想される場合は、事業者の責任において、その発生を未然に防止する。
	制度の変更	消費税の変更	○	制度の変更により稼働状況、収益性等が変化した場合は、ベースラインの見直しを行う。 ベースラインの見直しにより生じる損失については、本学が行う制度変更の場合及び事業実施そのものに関する制度変更については、本学が負担し、これ以外の一般的な制度変更の場合は、事業者が負担する。 <本学がリスクを負うべき項目> ・収益関係以外の税の税率変更 <事業者がリスクを負うべき項目> ・収益関係税の税率変更 ・事業遂行に必要な有資格者の変更
		収益目的の事業実施に伴う税、消費税以外の税に関するもの	○	
	保険	施設の設計・建設における履行保証及び維持監理期間のリスク保証にかかる保険	○	施設の設計・建設における履行保証及び維持監理期間のリスク保証にかかる保険は、事業者の責任において必要に応じて確保する。

## 【予想されるリスクと責任分担】

(2)

凡例：○：リスク負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法
		本学	事業者	
共通 事業の中止・延期	本学の指示によるもの	○		建設期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費及び損失、あるいは事業中止により発生する全ての経費については、本学が負担する。
	周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○	建設期限の延長、サービスの一時停止にかかる経費及び損失、あるいは事業中止により発生する全ての経費については、本学の責の場合は本学が、事業者側の責の場合は事業者が負担する。
	施設整備に必要な許可等の遅延によるもの	○	○	サービスの開始、終了時期を変更する。 本学が取得すべきものの取得遅延により、この間に発生する事業者の損失については、本学が負担する。 事業者が取得すべきものの取得遅延により、この間に発生する本学の損失については、事業者が負担する。
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	事業者は、ESCO設備の譲渡又は新たな事業者への事業の引き継ぎ、もしくはESCO設備撤去による原状回復のうち、本学が選択した措置を事業者の負担で講ずる。
不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	不可抗力終結迄の間、本学又は事業者の権利・義務を留保し、一時停止する。 ただし、一定期間経過後に終結しない場合には、契約を終了する。
	物価の変動	○	○	計画の変更を行う場合、事業が継続可能であれば、計画・設計に要する増分経費は、双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでかかった経費を双方協議のうえ負担する。
計画・設計段階 設計変更	本学の指示条件、指示の不備によるもの	○		設計変更に関わる経費を本学が負担する。 また、設計変更に伴う、施工費、運転管理内容及びその経費、省エネ保証を、変更する部分については、事業者が提案内容の修正を行い、この結果を本学と協議し、施工、運転管理、省エネ保証に関する契約内容の変更を可能とする。
	事業者の指示・判断の不備によるもの		○	設計変更に関わる経費を事業者が負担する。 設計変更に伴う施工内容及びその経費、運転管理内容及びその経費、省エネ保証の変更については、本学が認める範囲での変更を行うことができるが、これ以外についての変更は、認められない。 ただし、契約内容の合意ができるない場合は、本学は契約交渉を終了することができ、設計に要した経費を事業者が負担する。

## 【予想されるリスクと責任分担】

③

凡例：○：リスク負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法
		本学	事業者	
計画・設計段階	応募コスト	応募コストの負担	○	応募コストは、事業者負担とする。
	資金調達	必要な資金の調達に関すること	○	資金調達は、本学が確保する。
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	不可抗力終結迄の間、本学又は事業者の権利・義務を留保し、一時停止する。 ただし、一定期間経過後に終結しない場合には、契約を終了する。 この場合のESCO設備の取り扱いについては双方協議のうえ取り決める。
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもの）	○	建設の変更を行う場合、事業が継続可能であれば、変更にともなう増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでに要した費用を双方協議のうえ負担する。
	用地の確保	設置場所の確保、資材置き場の確保	○	設置場所については、本学の責任で確保し、行政財産の使用許可に関する手続きを行う。 資材置き場、現場事務所等の確保は、事業者側負担とする。（学内設置ができない場合）
	立ち入り許可	必要な施設への立ち入り許可	○	事業者は、履行場所に立ち入ることができる。ただし、施設の特殊性を考慮し立ち入り範囲、届け出などについては本学が条件を示す。
	設計変更	本学の指示条件、指示不備によるもの	○	設計変更に関わる経費を本学が負担する。 また、設計変更に伴い、施工費、運転管理内容及びその経費、省エネ保証を変更する部分については、事業者が提案内容の修正を行い、この結果を本学と協議し、施工、運転管理、省エネ保証に関する契約内容の変更を可能とする。 ただし、契約内容の合意ができない場合は、事業者は契約を終了することができ、設計・施工に要した経費及び契約終了に伴う経費を本学が負担する。
		事業者の指示・判断の不備によるもの	○	設計変更に関わる経費を事業者が負担する。 設計変更に伴う施工内容並びにその経費、運転管理内容及びその経費、省エネ保証の変更については、本学が認める範囲での変更を行うことができるが、これ以外についての変更是認められない。 ただし、契約内容の合意ができない場合は、本学は契約を終了することができ、設計・施工に要した経費及び契約終了に伴う経費を事業者が負担する。

## 【予想されるリスクと責任分担】

(4)

凡例：○：リスク負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法
		本学	事業者	
建設段階	工事遅延・未完工	○		サービス開始・終了時期の延期を行う。 遅延に伴い経済的な損失が生じた場合は、本学が負担する。
	事業者の責務による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○		遅延に伴い本学が被る損失については、事業者が誠意をもってその対応を行うとともに、経済的な損失が生じた場合は、事業者が負担する。
工事費増大	本学の指示・承諾による工事費の増大	○		工事費の増加分は、本学が負担する。 ただし、省エネ保証などに関わる計画書の大幅な変更が必要な場合は、双方誠意をもって協議する。
	事業者の指示・判断の不備によるもの	○		工事費の増加分は、事業者が負担する。 ただし、省エネ保証などに関わる計画書の大幅な変更が必要な場合は、双方誠意をもって協議する。
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）	○		事業者は、要求仕様を満たす工事変更を行い、これに要する経費を負担する。
一時的損害	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害	○		事業者は、工事目的物を計画仕様に適合するよう補修あるいは取替えを行い、これに要する経費を負担する。
	引き渡し前に工事に起因し施設に関して生じた損害	○		事業者は、本学資産の原状復帰を行い、これに要する経費を負担する。

## 【予想されるリスクと責任分担】

⑤

凡例：○：リスク負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法
		本学	事業者	
支 払 関 連	本学の責務による支払いの遅延・不能によるもの	○		支払いが遅延する場合は、当該未支払い金額につき、最新の「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を適用して計算した額の遅延利息を、本学が支払う。 また、この間の省エネ保証は免責されるものとする。
	計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		○	事業者の責務において計測・検証報告が遅延する場合は、本学は事業者へのサービス料金の支払いを留保することができる。 この際、サービス料金の支払いの留保に伴う事業者の損失は、事業者が負担する
	省エネルギー保証行為の不履行に係る支払いの遅延・不能によるもの		○	支払いが遅延する場合は、当該未支払い金額につき、最新の「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を適用して計算した額の遅延利息を、事業者が支払う。
瑕疵担保	ESCO設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○	隠れた瑕疵が確認された場合、事業者は計画書の仕様に従ってESCOサービス設備等の補修・改修を行う。 その際、当該設備等の補修・改修に要する経費は、事業者が負担する。

## 【予想されるリスクと責任分担】

⑥

凡例：○：リスク負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法
		本学	事業者	
計画変更	用途の変更等、本学の責による事業内容の変更	○		当該施設の用途変更などにより、計画した経費削減が実現しない場合は、ベースラインの見直しを行うことができる。 この際、ベースラインを見直した結果、計画した事業採算性が失われる場合であっても、事業者が受け取るサービス料金の変更は行わない。
	事業者が必要と考える計画変更		○	事業者は、省エネ保証を達成する為に再改修工事が必要と認められる場合は、ESCO事業者の負担により、再改修工事を行うことができる。 この際の設計・施工及び管理に係る契約条件は、当初契約内容と同等とする。
立ち入り許可	合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可がおりない場合の事業未遂行	○		必要な立ち入り許可がおりないことにより事業が停止した場合に事業者が被る損害については、本学が負担する。
維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○	事業者の責により維持管理費用が増大した場合、事業者は増加分を本学に請求することができない。 ただし、急激なインフレ等特別な事情がある場合は、この限りではない。
維持管理関連	本学の故意・過失に起因するESCO設備の損傷	○		本学の責によるESCO設備の損傷は、事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は、本学が負担する。
	事業者の故意・過失・その他の原因によるESCO設備の損傷		○	事業者の責によるESCO設備の損傷は、事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は、事業者が負担する。
施設損傷	事業者の故意・過失またはESCO設備に起因する本学施設・設備の損傷		○	事業者の責務に帰する本学施設・設備の損傷は、事業者が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は、事業者が負担する。
	不可抗力以外のその他の原因による本学施設・設備の損傷	○		本学の責務に帰する本学施設・設備の損傷・傷害は、本学が責任をもってこれを修復し、これに要する経費は、本学が負担する。
不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による本学施設またはESCO設備等の損傷	○	○	不可抗力終結迄の間、本学又は事業者の権利・義務を留保し、一時停止する。 ただし、一定期間経過後に終結しない場合には契約を終了する。 この場合のESCO設備の取り扱いについては、双方協議のうえ取り決める。
ESCO機器の不良	ESCO機器が所定の性能を達成しない場合		○	ESCO機器が計画書に示された性能を達成しない場合は、事業者の責任でこれを補修し、これに要する経費は、事業者が負担する。
光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動	○		光熱水費単価が変動した場合は、計画書で定めた条件で事業者に支払うサービス料金を算定する。

## 【予想されるリスクと責任分担】

(7)

凡例：○：リスク負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者		対応方法
		本学	事業者	
維持管理関連	エネルギー消費量	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運動管理方法の顕著な変更	○	機器の使用状況及び稼働率あるいは運転管理方法の顕著な変更・変動が認められた際は、ベースラインを変更することができる。
		上記以外の変動要因の場合	○	上記以外の事由により計画書に示す経費削減の大幅な変化が認められた場合の対応方法については、双方誠意をもって協議する。
計測・検証	ESCO設備の不良	ESCO設備が所定の性能を達成しない場合	○	ESCO設備が計画書に示された性能を達成しない場合は、事業者の責任でこれを補修し、これに要する経費は、事業者が負担する。
	計測・検証	計測・検証報告への疑義	○	計測・検証報告に疑義が認められる場合は、双方協議したうえで、本学は第三者に計測・検証業務を業務委託することができる。
		計測・検証に必要な本学からの情報提供の遅延・不能	○	計測・検証に必要な本学からの情報提供が遅延あるいは不可能な場合、本学は定められたサービス料金を事業者に支払う。
光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動	○		光熱水費単価が変動した場合は、計画書で定めた条件で事業者に支払うサービス料金を算定する。
ベースラインの調整	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運動管理方法の顕著な変更	○	機器の使用状況及び稼働率あるいは運転管理方法の顕著な変更・変動が認められた際は、ベースラインを変更することができる。
		気候の大幅な変動	○	気候が大幅に変動した場合は、ベースラインを変更することができる。
		上記以外の変動要因の場合	○	上記以外の事由により計画書に示す経費削減の大幅な変化が認められた場合の対応方法については、双方誠意をもって協議する。
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）による施設・設備への損害	○	要求仕様が適合しないために本学施設・設備及びESCO設備等が損害を被る場合、事業者が責任をもってこれを補修あるいは改修し、これに要する経費は、事業者が負担する。
		要求仕様不適合による本学施設運営・業務への損害	○	要求仕様が適合しないために研究等の本学の業務に支障を及ぼす場合、その原因となる本学施設・設備及びESCO設備等を事業者は、責任をもって補修あるいは改修し、これに要する経費は、事業者が負担する。